

○湯河原町真鶴町衛生組合廃棄物処理手数料条例

平成5年12月27日

条例第3号

改正 平成11年12月22日条例第4号

平成19年12月4日条例第4号

平成20年3月6日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、湯河原町真鶴町衛生組規約第3条第1号及び第2号の規定による一般廃棄物及び家屋解体木くずの処理手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「一般廃棄物」とは、湯河原町及び真鶴町から排出される、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する廃棄物のうち、1回の搬入量が100キログラムを超える次に掲げる廃棄物をいう。

(1) 剪定枝 直径5cm以上又は長さ50cm以上のもの

(2) 竹 直径5cm以上又は長さ50cm以上のもの

(3) 合板

(4) 畳

(5) 布団

(6) 建具類 戸板、ふすま、障子、じゅうたん、その他家具

2 この条例において「家屋解体木くず」とは、湯河原町及び真鶴町から排出される、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第2号に規定する木くずをいう。

(処理手数料)

第3条 前条に定める一般廃棄物及び家屋解体木くずの処理手数料は、1キログラムにつき20円とする。

2 組合長は、天災その他、特別の理由があると認めるときは、前項の処理手数料を減免することができる。

(納入義務者及び納入方法)

第4条 前条第1項に定める処理手数料は、一般廃棄物又は家屋解体木くずを組合施設へ搬入した者が別に定める納入通知書により、納入しなければならない。

(処理手数料の返還)

第5条 既納の処理手数料は返還しない。ただし、組合長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後の処理手数料については、第3条の規定にかかわらず、産業

廃棄物焼却施設が供用開始されるまでの間、1キログラムにつき10円とする。

附 則（平成11年12月22日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、湯河原町真鶴町衛生組合理約の一部を変更する規約に係る神奈川県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行後において、施行前から継続して搬入している事業等の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月4日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月6日条例第1号）

この条例は、平成20年6月1日から施行する。